

若者向けアパート供給支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この補助金は、町内に賃貸住宅の新築を行う個人又は法人に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、民間活力を活用した賃貸住宅の建設を促進することにより、町内への移住の拡大や若者の町外流出の抑制を図ることを目的とする。その交付等に関しては、白鷹町補助金等の適正化に関する規則(昭和52年規則第5号。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 賃貸住宅 各戸について個人又は法人との賃貸借契約の締結により入居される住宅として、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)に規定する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅で、次に掲げる全ての要件を満たすものをいう。

ア 各戸に専用の玄関、便所、浴室及び台所が設置されているもの

イ 敷地内に住戸1戸当たり1台以上の専用駐車場が確保されているもの

ウ 法及びその他関係法令に適合するもの

エ 組立て式仮設建築物等の簡易なものではないもの

オ 自己又は自己の親族等を入居させるものではないもの

(2) 若者世帯 入居時の世帯員全員の年齢が満40歳未満の世帯をいう。

(3) 移住世帯 白鷹町外に1年以上居住し、かつ、白鷹町内に転入する世帯をいう。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

(1) 白鷹町内に賃貸住宅を新築する個人事業者又は法人事業者

(2) 補助金申請年度の3月15日まで実績報告書を提出できる者

(3) 町税等の滞納がない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(入居の要件)

第4条 賃貸住宅に入居できる者は、入居申し込み時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、引き続き3か月以上空き室のとき又はやむを得ない事由により町長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 若者世帯
 - (2) 移住世帯
- (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、賃貸住宅の建築工事及び外構工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、町長の定める予算の範囲内において、1戸あたり50万円又は補助対象経費の10パーセントのいずれか低い額とし、500万円を上限とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、賃貸住宅の建設工事の前に若者向けアパート供給支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事見積書の写し
- (2) 建築工事請負契約書の写し
- (3) 着工前写真
- (4) 申請者の住民票抄本（申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本又は履歴事項全部事項証明書）の写し
- (5) 申請者の納税証明書
- (6) 建物の位置図、平面図及び立面図
- (7) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (8) 法に基づく確認済証又は建築工事届の写し
- (9) その他町長が必要と認めたもの

(交付決定の通知)

第8条 町長は、補助金の交付申請があったときは内容を審査し、適当と認めるときは、若者向けアパート供給支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定にあたり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、又は取り下げをするときは、若者向けアパート供給支援事業変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、若者向けアパート供給支援事業変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、賃貸住宅の建設工事を完了したときは、若者向けアパート供給支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 建物の登記事項証明書等所有者が確認できる書類の写し
- （2） 補助対象経費に係る領収書等支払いが確認できる書類の写し
- （3） 完成写真
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに当該年度の3月15日までに提出しなければならない。

（補助金の確定）

第11条 町長は、前条に規定する届出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、若者向けアパート供給支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による通知を受領したときは、若者向けアパート供給支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取り消し等）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- （1） この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付決定者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

（賃貸住宅の管理）

第14条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日から10年間（以下「管理期

間」という。)は、当該補助金の交付を受けた賃貸住宅(以下「対象住宅」という。)の用途(第4条に規定する入居要件を含む。以下同じ。)を変更し、又は取り壊してはならない。

2 交付決定者は、管理期間中は対象住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない旨を定めた契約に限り、対象住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに対象住宅を引き継いだ者(以下「引継者」という。)はこの要綱により定められた事項について遵守しなければならない責を負うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、交付決定者(引継者を含む。以下同じ。)は、災害その他の理由により対象住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、管理期間中であっても対象住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

4 交付決定者は、入居者の家賃においては近傍同種の家賃と比較し、著しく差を生じさせないように努めなければならない。

(入居状況の報告)

第15条 交付決定者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して10年間、対象住宅の各年度の利用状況を、利用状況報告書(様式第9号)により、町長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告書は、報告の対象となる年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。